

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示

健康保険法による保険医療機関の指定の取消
健康保険法による保険医の登録の取消
健康保険法による保険薬剤師の登録
解除予定の保安林

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
米穀の政府に売り渡すべき時期
肥料の登録

◇ 教委告示

臨時教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第六百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定に基づき、次の保険医療機関の指定を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定に基づき、次の保険医の登録を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	岡本歯科医院浦安出張所	所在地	東伯郡東伯町金市二〇	指定の取消しの効力発生の年月日	昭和四十三年九月二十日
氏 名	西田 新太郎	登録の記号及び番号	鳥齒 一三三	登録の取消しの年月日	昭和四十三年九月二十日
	岡本 延雄		鳥齒 一六四		

鳥取県告示第六百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	岡 田 妙 子	住 所	米子市上後藤二九四の二	登録の記号 及び番号	鳥 葉 二 五	登 録 の 年 月 日	昭 和 四 十 三 年 九 月 二 十 四 日
-----	---------	-----	-------------	---------------	---------	-------------	-------------------------

鳥取県告示第六百八十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字保田字前浜平一三六

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

防潮えん堤敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百八十二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

第 一 次	期 日		実 施 区 域	実 施 場 所
	第 一 次	第 二 次		
十月 十四日	十月 十七日	河 原 町	散岐検診場	
十月 十五日	十月 十八日	河 原 町	河原 "	
十月 十八日	十月 二十一日	船 岡 町	国英 "	
"	"	船 岡 町	準 "	
"	"	船 岡 "	船岡 "	
"	十九日	"	大伊 "	
"	二十二日	"	郡家 "	
"	二十三日	鳥 取 市	千代水 "	
"	二十三日	鳥 取 市	大和 "	
"	二十五日	"	美保 "	
"	二十六日	"	"	
"	二十八日	"	"	

二十八日	三十一日	豊実
二十九日	十一月一日	中ノ郷
三十日	二日	小田
		本庄
	岩美町	

鳥取県告示第六百八十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十三年産米穀の政府に売り渡すべき時期を、昭和四十四年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 東郷梨 第三五九号 複合肥料一号	窒素 全量 りん酸 全量 加里 全量 うちアンモニア性窒素二・五 うち水溶性加里	七・〇 五・〇 六・〇 五・七	東伯郡東郷町大字田畑 二二番地 東郷農業協同組合 組合町理事 秋久清二

鳥取県 第三六〇号	舎人梨 複合肥料	窒素 全量 うちアンモニア性窒素四・五 りん酸 全量 加里 全量 うち水溶性加里	八・〇 五・〇 六・〇 六・〇	東伯郡東郷町大字方地 舎人農業協同組合 組合長理事 伊藤 幸
-----------	----------	--	--------------------------	--------------------------------------

鳥取県 第三六一号	汗入梨 複合肥料	窒素 全量 うちアンモニア性窒素五・〇 りん酸 全量 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里 全量 うち水溶性加里	八・〇 一〇・〇 六・〇 五・〇 八・〇	西伯郡中山町下甲 二九〇番地 下中山農業協同組合 組合長理事 前野茂樹
-----------	----------	--	----------------------------------	---

鳥取県 第三六二号	上中山梨 複合肥料	窒素 全量 うちアンモニア性窒素五・〇 りん酸 全量 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里 全量 うち水溶性加里	八・〇 一〇・〇 六・〇 五・〇 八・〇	西伯郡中山町八重四九七 上中山農業協同組合 組合長理事 山内芳元
-----------	-----------	--	----------------------------------	--

鳥取県 第三六三号	逢坂梨 複合肥料	窒素 全量 うちアンモニア性窒素五・〇 りん酸 全量 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里 全量 うち水溶性加里	八・〇 一〇・〇 六・〇 五・〇 八・〇	西伯郡中山町下市 八二番一地 逢坂農業協同組合 福 留 孝之助
-----------	----------	--	----------------------------------	---------------------------------------

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十三年十月十四日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和四十三年度教育表彰について
 - 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】